Ⅲ－１０

試験委員会内規

（目　的）

第１条　本内規は、定款施行細則第２４条に基づき、本委員会の運営に関する細目を定めるものである。

（業　務）

第２条　本委員会は、リハビリテーション科専門医の認定試験及び日本リハビリテーション医学会認定臨床医の認定試験（以下「試験」という。）に関し、次の業務を行う。

（１）試験の内容・形式を検討すること
（２）試験問題作成に関し必要に応じて専門家に依頼すること
（３）試験実施のための問題を作成し決定すること
（４）試験を実施すること
（５）実施した試験問題及びその結果を蓄積し、正答率等を分析すること
（６）その他本委員会が必要と認める事項

（運　営）

第３条　委員の委嘱、任期、交替及び委員長、副委員長の選任は、定款施行細則第７章に基づき行う。

２　本委員会は、担当理事又は委員長の請求によって開催する。

３　担当理事又は委員長は、口頭試験担当委員、筆記試験担当委員を指名することができる。口頭試験担当委員又は筆記試験担当委員のみが参加して小委員会を開催することができる。

４　本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。小委員会の定足数は、口頭試験担当委員又は筆記試験担当委員の委員数の過半数とする。

５　本委員会の議長は、担当理事又は委員長とする。小委員会の議長は、担当理事又は委員長若しくは副委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。

６　議題の提出は、担当理事、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。

７　議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。

８　担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長、副委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

９　理事長が必要と認めた場合、委員会の推薦に基づき特別委員を委嘱することができる。特別委員の業務及び任期は、別に定める。

（協　議）

第４条　本委員会は、試験問題、試験の実施方法等について認定委員会と協議するものとする。

（プロジェクト委員会）

第５条　プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

（委員会報告）
第６条　本委員会の報告は、本委員会及び理事会に対して行うものとする。

（改　廃）
第７条　本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

（その他）
第８条　本内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は申し合わせで定める。

附　則
本内規は、平成１４年３月２３日より施行する。
平成２２年５月１９日より施行する。
平成２５年３月２３日より施行する。
令和７年１月２５日より施行する。